

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は、
翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の新設等(二件) (地方課)

字の区域の変更(二件) (〃)

字の区域の変更等(〃)

土地改良法による換地処分(六件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による保閑ヶ峯地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力

を生ずる。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(平成元年一月十日現在の地番による。)

大字西高尾字保
関ヶ峯上

大字西高尾字下桑木谷六八六から六八八までの一部、六九〇の一部、六九二の一部、六九三の一部、六九六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西高尾字保関ヶ峯のうち九〇三の二の一部、九〇三の二、九〇三の五から九〇三の七までの一部、九〇三の二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西高尾字下向峰の一部
大字上種字保関ヶ峯上六一六の五から六一六の九までの一部、六一六の一〇、六一六の一、六一六の三五の一部、六一六の三六の一部、六四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成元年一月十日現在の地番による。)

大字西高尾字ヲ
クサ松

大字西高尾字ヲクサ松のうち六六六の二以外の区域

大字西高尾字中
峯

大字西高尾字ヲクサ松六六六の二
大字西高尾字中峯のうち六七九の一八の一部以外の区域
大字西高尾字下桑木谷のうち六八五から六八八までの一部、六九〇の一部、六九二の一部、六九三の一部、六九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字上種字中峯六一七の二から六一七の九まで、六一七の

<p>大字西高尾字下 桑木谷</p>	<p>大字西高尾字中峯六七九の一八の一部 大字西高尾字下桑木谷六八五から六八七までの一部 大字上種字保関カ峯上六一六の二八、六一六の四一、六一七の二一及びこれらと一体をなす国有地 大字上種字中峯六一七の一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字西高尾字保 関ヶ峯</p>	<p>大字西高尾字西峯八四七の一、八四七の六、八四七の七、八四七の一四、八四七の一五、八四七の二三から八四七の二五まで、八四七の三三、八四七の四七、八四七の三四〇、八四七の三四一、八四七の三四三、八四七の三六九、八四七の三七一、八四七の四一三から八四七の四二〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字保関ヶ峯九〇三の一の一部、九〇三の二、九〇三の五から九〇三の七までの一部、九〇三の一八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字上クシゲ九〇四から九〇六まで、九〇八の一及びこれらと一体をなす国有地 大字西高尾字下向峰の一部 大字上種字保関カ峯上六一六の二から六一六の四まで、六一六の五から六一六の九までの一部、六一六の三三、六一六の三五の一部、六一六の三六の一部、六一六の三八、六三五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字西高尾字上 クシゲ</p>	<p>大字西高尾字西 大字西高尾字西</p>
<p>一一、六一七の一三の一部、六一七の四一、六一七の四五、六一七の一九、六一七の二一から六一七の二五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>		<p>大字西高尾字上クシゲのうち九〇四から九〇六まで、九〇八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>		<p>大字西高尾字西峯のうち八四七の一、八四七の六、八四七</p>	

<p>峯</p>	<p>大字上種字中峯</p>	<p>大字上種字保関 カ峯上</p>	<p>廃止する字の 称</p>
<p>の七、八四七の一四、八四七の一五、八四七の二三から八四七の二五まで、八四七の三三、八四七の四七、八四七の三四〇、八四七の三四一、八四七の三四三、八四七の三六九、八四七の三七一、八四七の四一三から八四七の四二〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字上種字中峯のうち六一七の二から六一七の九まで、六一七の一二から六一七の一五まで、六一七の一九、六一七の二一から六一七の二五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字上種字保関カ峯上のうち六一六の二から六一六の一一まで、六一六の二八、六一六の三三、六一六の三五、六一六の三六、六一六の三八、六一六の四一、六三五、六一六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾字下向峰</p>
<p>鳥取県告示第四百三十号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中高地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。</p>			

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

<p>新たに画する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年十一月二十八日現在の地番による。）</p>
<p>中高字澤ノ垣</p>	<p>長田字澤ノ垣のうち八五七の一部、八五八の一部、八五九、八六〇の一部、八六一、八六二の一部、八六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 長田字北原八五六の一部及びこれと一体をなす国有地 長田字馬渡八六七の一部及び八六七と一体をなす国有地の一部 平字田中四七四の二の一部、四七六の一の一部、四七六の四及びこれらと一体をなす国有地 平字上澤のうち四九七の一部、四九八の一部、五〇一の二、五〇二の二、五〇三の三、五〇三の二から五〇三の四まで、五〇四の二、五〇四の三、五〇七の一部、五〇八の一部、五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 平字下澤のうち五二六の一部、五二七の一部、五三二の二の一部、五四一から五四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 平字山崎五四七の一部、五五一の一部、五五四の一部、五五五の一部、五五六の三の一部、五五六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中高字北原</p>	<p>野田字野田原四六二の四、四六二の五、四六二の六の一部、四六二の七、四六二の八、四六七の一、四六七の二及びこれらと一体をなす国有地 長田字下野田原八一の二及びこれと一体をなす国有地 長田字野田原八一の二の四の一部、八一三、八一四の一部、</p>

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>八一九の一部、八二〇から八二二まで、八二三の一部、八二七の一部、八二八の一部、八三二の一部、八三三、八三四及びこれらと一体をなす国有地 長田字北原のうち八三六の一の一部、八三七、八三八の一の一部、八三八の二の一部、八三八の八の一部、八五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 長田字澤ノ垣八五七の一部、八五八の一部、八五九、八六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 長田字馬渡八六七の一部、八七五の一の一部、八七五の二の一部、八七六の一部、八七八の一部、八七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>野田字上村屋敷</p>	<p>野田字上村屋敷のうち二五五の一、六の一、六の二、七から九までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>野田字志町田</p>	<p>野田字志町田のうち二三四の二、二三九の二、二四〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>野田字村下屋敷</p>	<p>野田字村下屋敷のうち二六六の二、二六六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>野田字田中</p>	<p>野田字上村屋敷二五五の一、六の一、六の二、七から九までと一体をなす国有地の一部 野田字志町田二三四の二、二三九の二、二四〇の二及びこれらと一体をなす国有地 野田字村下屋敷二六六の二、二六六の三と一体をなす国有地の一部 野田字田中のうち二七九の二の一部、二八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七七と一体をなす国有地</p>

野田字上八反田	<p>の一部以外の区域</p> <p>野田字上八反田二九〇の一部、二九一の二の一部、二九二の二、二九三、二九四の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>野田字小原三四二の三の一部、三四三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>野田字向田三四四から三四六までの一部、三四七、三四八、三四九の一部、三五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中高字修理免二七五の一部、二七六の一部、二七七の一部、二七八の一部</p>
野田字小原	<p>野田字小原のうち三三〇の二、三三一、三三二の二、三三三、三三四、三三五の一、三三六の二、三三七の一、三三八の二、三三九の二、三四〇の二、三四一、三四二の六まで、三四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
野田字向田	<p>野田字田中二八九の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>野田字上八反田二九〇の一部、二九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>野田字小原三三〇の二、三三一、三三二の二、三三三、三三四、三三五の一、三三六の二、三三七の一、三三八の二、三三九の二、三四〇の二、三四一、三四二の四から三四二の六まで、三四三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>野田字向田のうち三四四から三四六までの一部、三四七、三四八、三四九の一部、三五〇の一部、三五九の一部、三六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
野田字野田原	<p>野田字上谷田三六一の一部、三六二の三から三六二の五までの一部、三七三の一部、三七四、三七五の一部、三七六の二の一部、三七六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>野田字古薬師三七七の二の一部、三八〇の一部、三八二の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中高字下谷田二四四の一部</p> <p>中高字修理免二六八の一部、二六九の一部、二七〇から二七二まで、二七三から二七六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
長田字野田原	<p>野田字野田原のうち四二五の二、四二六の二、四二七から四三〇まで、四三〇の一、四三一、四三二の一、四三三、四三三、四三四の一、四三四の二、四三五から四三七まで、四三七の一、四三八から四四〇まで、四四一の二、四六二の四から四六二の八まで、四六七の一、四六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
長田字山崎	<p>長田字山崎のうち七四九の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
長田字上ギリス	<p>長田字上ギリスのうち七七一の三、七七三の二、七七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
長田字下野田原	<p>長田字下野田原のうち八一の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
長田字野田原	<p>長田字上ギリス七七一の三の一部、七七三の二、七七四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>長田字野田原のうち八一の四の一部、八一三、八一四の一部、八一九の一部、八二〇から八二二まで、八二三の一部、八二七の一部、八二八の一部、八三二の一部、八三三、八三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>長田字馬渡</p>	<p>長田字澤ノ垣八六五の一部及びこれと一体をなす国有地 長田字馬渡八六七の一部、八六八、八六九の二から八六九の三まで、八七〇、八七一、八七二の二、八七三の二、八七四の一部、八八四の一部及びこれらと一体をなす国有地 長田字吾五郎のうち九四四の一部、九四五の一部、九四六、九四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 平字上澤五〇七の一部、五〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地 平字下澤五四一から五四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 平字山崎五四四から五四六まで、五四七の一部、五四八から四五〇まで、五五一の一部、五五二、五五三の二、五五四の一部、五五五の一部、五五六の三の一部、五五六の五の一部、五六一の二の一部、五六二の二の一部、五六三から五七〇まで、五七一の二、五七二、五七三及びこれらと一体をなす国有地 平字大谷五七四から五七六まで、五七七の二、五七九の二、五八〇の二の一部、五八四の二、五八五の二、五八五の三、五八六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>長田字中坪</p>	<p>長田字山崎七四九の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>長田字向山</p>	<p>長田字上ギリス七七一の三の一部 長田字馬渡八七二の二の一部、八八二の一部、八八三の一部、八八三の二、八八四の一部、八八五、八八六及びこれらと一体をなす国有地 長田字中坪のうち八八九の一部、八九〇、八九一の一部、八九二、八九三の一部、八九五の一部、八九六の一部、九〇〇の一部、九〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八九四と一体をなす国有地以外の区域 長田字山神田の全域 長田字向山九三九、九四〇の二と一体をなす国有地の一部 長田字吾五郎九四四の一部、九四五の一部、九四六、九四七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中高字村屋敷</p>	<p>中高字村屋敷のうち二、二九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>中高字上村屋敷</p>	<p>中高字上村屋敷のうち六三、六三の一、六四、六五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>中高字荒神田</p>	<p>中高字村屋敷二と一体をなす国有地の一部 中高字荒神田のうち八〇の二の一部、八一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中高字垣ノ内一〇九、一一〇、一一一の二、一一二の二、一一三の一部、一一四の二の一部、一一五の一部、一一六の一部、一一七の一部、一一八の一部、一一九の一部、一二〇から一二三までの二の一部、一二四の一部、一二五の一部、一二六の一部、一二七の一部、一二八の一部、一二九の一部、一三〇から一三三までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字清水頭一三三の二の一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地 平字幸多田一三五の二の一部、一三五の三、一三六の二から一三六の四まで、一三六の五の一部</p>

	<p>七の二部、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 神原字八斗成三四の一部、三五の一部、三六の二の一部、 三七の二の一部</p>
<p>中高字清水頭</p>	<p>中高字荒神田八〇の二の一部、八一の三及びこれらと一体 をなす国有地 中高字垣ノ内二二一の一部、一二二の一部、一二三の一 部、一二三の二の一部、一二四の一、一二四の二の一部、 一二五の一部、一二六から一二九まで、一三〇の二部、一 三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字清水頭のうち一三三の二の一部、一三四の一部及び これらと一体をなす国有地並びに一四七の一と一体をなす 国有地の一部以外の区域 中高字今宮田一五四の二の一部、一五四の二の一部、一五 六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中高字今宮田</p>	<p>中高字今宮田のうち一五四の二の一部、一五四の二の一部、 一五六の二の一部、一五六の二、一五七の二の一部、一五 八の二の一部、一五八の二、一五九の二の一部、一五九の 二、一六〇の二、一六一の二、一六二の二、一六三、一六 四の二、一六四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに 一五二と一体をなす国有地の一部以外の区域 平字前田三七九から三八一までの二部及びこれらと一体を なす国有地</p>
<p>中高字城山田</p>	<p>長田字澤ノ垣八六〇の二の一部、八六一、八六二の一部及びこ れらと一体をなす国有地 中高字今宮田一六二の二の一部、一六四の二及びこれらと 一体をなす国有地 中高字城山田一六五、一六六の一部、一七四の二部、一七 五、一七六の二部、一七七の二部及びこれらと一体をなす 国有地並びに一六六と一体をなす国有地の一部 中高字財珍場一八五の二部、一八六の二の一部、一八六の</p>
	<p>二の一部、一八八の一部、一八九、一九〇の一部、一九二 の一部、一九三、一九四、一九五の一部及びこれらと一体 をなす国有地 中高字破左間のうち一九七の一部及びこれと一体をなす國 有地以外の区域 中高字上谷田のうち二〇八の二、二一八から二二一までの 一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中高字下谷田二五四の二、二五六の一及びこれらと一体を なす国有地 中高字披岸田二五九の一部、二六〇の一部、二六一の一の 一部、二六四の一部、二六五の一部、二六六の一部及びこ れらと一体をなす国有地 平字前田三九〇の一、三九一の一、三九二の二及びこれら と一体をなす国有地 平字田中四七四の二の一部、四七五、四七六の二の一部及 びこれらと一体をなす国有地 平字保志田のうち四七八の二、四七九の二及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域 平字上澤四九七の一部、四九八の一部、五二五の一部及び これらと一体をなす国有地 平字下澤五二六の一部、五二七の二の一部、五二七の二の 一部、五二八から五三〇まで、五三一の一部、五三二の一 部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中高字上谷田</p>	<p>野田字向田三五九の一部、三六〇の一部及びこれらと一体 をなす国有地 野田字上谷田のうち三六一の一部、三六二の三から三六二 の五までの二部、三七三の一部、三七四、三七五の一の二 部、三七五の二の一部、三七六及びこれらと一体をなす國 有地以外の区域 野田字古栗師三七七の二の一部、三七八の三、三七九、三 八〇の一部、三八一の二及びこれらと一体をなす国有地 野田字下谷田の全域</p>

<p>中高字披岸田</p>	<p>中高字下谷田</p>	
<p>中高字下谷田二四四の一部、二五六の三、二五八の二及び二四五、二五六の三、二五七、二五八の一、二五八の二と一体をなす国有地の一部 中高字披岸田二五九の一部、二六一の一の一部、二六一の二の一部、二六二、二六三、二六四の一部、二六五の一部、二六六の一部、二六七及びこれらと一体をなす国有地 中高字修理免二六八の一部、二六九の一部、二七三から二七五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字佃二八二の一部、二八三の一、二八三の二、二八四</p>	<p>中高字下谷田二四五、二四六の二から二四六の七まで、二四八の一、二四八の二、二四九の一、二四九の二、二五〇から二五三まで、二五四の一、二五六の二、二五七、二五八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>野田字野田原四二五の二、四二六の二、四二七から四三〇まで、四三〇の一、四三一、四三一の一、四三二、四三三、四三四の一、四三四の二、四三五から四三七まで、四三七の一、四三八から四四〇まで、四四一の二、四六二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 長田字北原八三六の一部、八三七、八三八の一の一部、八三八の二の一部、八三八の八の一部及びこれらと一体をなす国有地 長田字澤ノ垣八六〇の一部 中高字上谷田二一八から二二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字下谷田のうち二二二の一部、二四四の一部、二四五、二四六の二から二四六の七まで、二四七の二の一部、二四七の二の一部、二四八の一、二四八の二、二四九の一、二四九の二、二五〇から二五三まで、二五四の一、二五四の二、二五五の二、二五六の二から二五六の三まで、二五七、二五八の一、二五八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 中高字修理免二六八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>中高字龍王五一の一の一部、五二の一部、五三、五四の一部、五六の一部、五八、五九、六〇から六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字上村屋敷六三、六三の一、六四、六五と一体をなす国有地の一部 中高字清水頭一四七の一と一体をなす国有地の一部 中高字今宮田一五八の二、一五九の二、一六〇の一、一六一の一、一六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字城山田一六六の一部、一六七から一七三まで、一七四の一部、一七六の一部、一七七の一部、一七八、一七九及びこれらと一体をなす国有地並びに一六六と一体をなす国有地の一部 中高字財珍場一八〇から一八四まで、一八五の一部、一八六の一の一部、一八六の二の一部、一八七、一八八の一部、一九〇の一部、一九一、一九二の一部、一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字破左間一九七の一部及びこれと一体をなす国有地 中高字披岸田二五九の一部、二六〇の一部、二六一の一の一部、二六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字佃のうち二八二、二八三の一、二八三の二、二八四</p>	<p>中高字佃</p>	<p>中高字修理免 野田字田中二七九の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二七七と一体をなす国有地の一部 中高字修理免二七五の一部、二七七の一の一部、二七七の二、二七八の一の一部、二七八の二、二七九、二八〇、二八〇の一、二八一及びこれらと一体をなす国有地 中高字佃二八二の一部、二八五の一部、二八六の一部 中高字中河原三〇〇と一体をなす国有地の一部 中高字野田ノ上三二七の五の一部、三二九の一の一部、三三二から三三五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>の中、二八四の二の一部、二八五の一部、二八六の一部、二八九の一部、二九八の一部、二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>中高字中河原</p>	<p>中高字村屋敷二九と一体をなす国有地の一部 中高字龍王四六の一、四六の二、四七から四九まで、五〇の一、五〇の二、五一、五一の一の一部、五二の一部、五四の一部、五六の一部、六〇から六二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字佃二八六の一部、二九八の一部、二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地 中高字中河原のうち三〇〇の一部、三〇一の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>中高字野田ノ上</p>	<p>野田字上村屋敷三一、三三と一体をなす国有地の一部 中高字中河原三〇〇の一部、三〇一の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 中高字野田ノ上のうち三二七の五の一部、三二九の二の一部、三三二から三三五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>平字河原田</p>	<p>平字河原田のうち九から一二までの一部、一三、一四、一五の一部、一六の一部、一七、一八の一部、一九の二の一部、一九の三の一部、二〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三、四の一、四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 平字下河原七三の一の一部、七三の二の一部 平字前河原一八七の一の一部、一八七の二、一八七の三の一部、一八八の一の一部、一八八の二、一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 宮内字仁王堂四四一と一体をなす国有地の一部</p>		
<p>平字二王堂</p>	<p>宮内字河原田五〇三の二、五〇四の三</p>	<p>平字河原田</p>	<p>平字河原田一〇から一二までの一部、一三、一四、一五の一部、一六の一部、一七、一八の一部、一九の二の一部、一九の三の一部、二〇及びこれらと一体をなす国有地 平字二王堂のうち四二の一の一部、四二の三の一部以外の区域 平字下河原六八の一の一部、六八の二、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六八の一と一体をなす国有地の一部 坊領字仁王堂七二の一、七二二から七二七まで、七二八の三、七二八の五、七二八の六及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>平字藪ノ内</p>	<p>平字藪ノ内のうち六三の一から六三の三までの一部、六三の六、六三の七の一部以外の区域 平字齊佛一〇九の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>平字下河原</p>	<p>平字河原田一〇の一部及びこれと一体をなす国有地 平字二王堂四二の一の一部、四二の三の一部 平字下河原のうち六八の一の一部、六八の二、七〇の一部、七三の一の一部、七三の二の一部、七四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六八の一、八五と一体をなす国有地の一部以外の区域 平字齊佛八七の二の一部、八八の一部、八九の一部 平字前河原一七七の一の一部、一七七の三、一七七の四、一七八の一から一七八の三までの一部、一七九の一部、一八二の一部、一八三の一の一部、一八三の二の一部</p>	<p>平字齊佛</p>	<p>平字藪ノ内六三の一から六三の三までの一部、六三の六、六三の七の一部 平字下河原八五と一体をなす国有地の一部 平字齊佛のうち八六の一部、八七の一、八七の二の一部、</p>

	<p>八七の三、八七の四、八八の一部、八九の一部、九一の一部、九二の一部、九三、九三の一、九四から九七まで、九八の一部、九八の二、九八の三、一〇一の一部、一〇三の一部、一二五の一部、一二六の一部、一二六の三、一二六の四、一二七の一部、一二七の三から一二七の五までの一部、一二七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>平字幸多田一四三の二の一部、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>神原字大新田七六の一、七六の二の一部、七七の一の一部、七七の二、七七の三、七八、七九の一部、九〇の二、九二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>平字幸多田</p>	<p>平字齋佛一〇三の一部、一二七の一部、一二七の四の一部、一二七の五の一部、一二七の六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>平字幸多田一二九の二、一三〇、一三一の一、一三二の二、一三二の一の一部、一三三の二、一三三の三、一三八の一部、一四〇の一部、一四一の一部、一四二の二、一四二の三、一四三の一から一四三の三までの一部、一四四の一部、一四四の二の一部、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>平字前河原</p>	<p>平字河原田九の一部、一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三、四の一、四の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>平字下河原七三の二の一部、七四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>平字齋佛八六の一部、八七の一、八七の二の一部、八七の三、八七の四、九一の一部、九二の一部、九三、九三の一、九四から九七まで、九八の一部、九八の二、九八の三、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>平字幸多田一四五の一部、一四六の一部、一四六の二、</p>
	<p>一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>平字前河原のうち一五三の一部、一七七の一の一部、一七七の三、一七七の四、一七八の二から一七八の三までの一部、一七九の一部、一八二の一部、一八三の一部、一八三の二の一部、一八七の一部、一八七の二、一八七の三の一部、一八八の一部、一八八の二、一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>平字垣ノ内三四〇の一部、三四一、三四二、三四三の一部、三四四から三四七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>平字村屋敷</p>	<p>平字村屋敷のうち三三一の三、三三一の四、三三二の二以外の区域</p>
<p>平字垣ノ内</p>	<p>中高字垣ノ内一二二の一部、一二二の二の一部、一二三の一部、一一四から一二〇まで、一二一の一部、一二二の一部、一二三の一部、一二三の二の一部、一二四の二の一部、一二四の三、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二五、一二六と一体をなす国有地の一部</p> <p>中高字今宮田一五二と一体をなす国有地の一部</p> <p>平字幸多田一三七の一部、一三八の一部、一三九、一四〇の一部、一四二の一、一四二の四、一四二の五、一四三の三の一部、一四三の四、一四三の五、一四四の一の一部、一四四の二の一部、一四五の一部、一四六の一部、一四七から一五〇まで、一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>平字前河原一五三の一部</p> <p>平字垣ノ内のうち三四〇の一部、三四一、三四二、三四三の一部、三四四から三四七までの一部、三五八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>平字分田三五九の一部、三六二の一部、三六七の一部、三</p>

<p>平字前田</p>	<p>平字分田</p>	
<p>平字前田三八二の一部、三八三の一部、三八三の二の一部、三八四、三八五の一部、三八六の一部、三八六の二、三八六の三、三八七の二から三八七の三まで、三八八、三八九の二から三八九の三まで、三九〇の二、三九一の二、三九二の二、三九三の二、三九三の三、三九四、三九五の二の一部、三九五の三、三九六の一部、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 平字樋ノ口のうち三九九の一部、四〇〇の一部、四〇</p>	<p>中高字今宮田一五六の二、一五七の二の一部、一五八の二の一部、一五九の二の一部、一六二の二、一六三、一六四の一及びこれらと一体をなす国有地 平字村屋敷三三一の三、三三一の四、三三二の二 平字垣ノ内三五八の一部及びこれらと一体をなす国有地 平字分田のうち三五九の一部、三六二の一部、三六七の一部、三六八の一部、三六八の二、三六九、三七〇の一部、三七四の一部、三七五から三七七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 平字前田三七八から三八二までの二の一部、三八三の二の一部、三八三の三の一部、三八五の一部、三八六の一部、三九三の一部、三九五の二の一部、三九六の一部、三九七の一部、三九八及びこれらと一体をなす国有地 平字樋ノ口三九九の一部、四〇一の二の一部、四〇二から四〇四までの二の一部、四〇五の二、四〇五の三、四〇六の二の一部、四〇六の三の一部、四〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 平字西ノ門四一〇の二の一部、四一一、四二二の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>六八の一部、三六八の二、三六九、三七〇の一部、三七四の一部、三七五から三七七まで及びこれらと一体をなす国有地 平字前田三七八の一部、三七九の一部</p>
<p>平字明内</p>	<p>平字西ノ門</p>	
<p>平字明内のうち四二六、四二七の一部、四二八の三、四二九の一部、四三一の一部、四三二の一部、四三三、四三四の一部、四三五、四三六の一部、四四三の一部、四四四、四四五、四四六の一部、四四七の一部、四四八の一部、四四九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 平字山崎五五三の二、五五六の二、五五六の三の一部、五五六の四、五五六の五、五五七の二から五五七の三まで、五五八、五五九、五六〇の二、五六〇の三、五六一の二の一部、五六二の二、五六二の三、五六</p>	<p>平字西ノ門四〇九の一部、四一〇の二の一部、四一〇の三の一部、四一四の一部、四一五の二の一部、四一八から四二〇まで、四二二の二、四二二の三、四二二、四二三の二の一部、四二三の三、四二四、四二五及びこれらと一体をなす国有地 平字明内四二六、四二七の一部、四二八の三、四二九の一部、四三一から四三三までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 平字田中四五六の一部、四五七の二の一部、四五七の三の一部、四五八、四五九、四六〇から四六四までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 平字下成山六〇八の二</p>	<p>二から四〇四までの二の一部、四〇五の二、四〇五の三、四〇六の二の一部、四〇六の三の一部、四〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 平字西ノ門四〇九の一部、四一〇の二の一部、四一〇の三の一部、四二二から四二四までの二の一部、四二五の二の一部、四一六、四二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 平字田中四六〇から四六八までの二の一部、四七〇の一部、四七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 平字保志田四七八の二、四七九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>二の四及びこれらと一体をなす国有地 平字大谷五八〇の二の一部</p>	<p>平字田中</p>	<p>平字前田三八九の一、三九二の一と一体をなす国有地の一部 平字明内四三二から四三四までの一部、四三五、四三六の一部、四四三の一部、四四四、四四五、四四六から四四八までの一部、四四九及びこれらと一体をなす国有地 平字田中のうち四五六の一部、四五七の一の一部、四五七の二の一部、四五八から四六三まで、四六四から四六八までの一部、四七〇の一部、四七一の一の一部、四七四の二、四七五、四七六の一、四七六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 平字上澤五〇一の二、五〇二の二、五〇二の三、五〇三の二から五〇三の四まで、五〇四の二、五〇四の三及びこれらと一体をなす国有地 平字山崎五五六の二の一部</p>	<p>平字大谷</p>	<p>平字大谷のうち五七四から五七六まで、五七七の一、五七九の一、五八〇の二、五八四の二、五八五の一、五八五の三、五八六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>平字下成山</p>	<p>平字下成山のうち六〇八の二以外の区域</p>	<p>神原字下古神原</p>	<p>神原字下古神原のうち二八の七、三〇の二、三一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>神原字八斗成</p>	<p>平字幸多田一三二の一の一部、一三三、一三四、一三五の一の一部、一三六の一の一部、一三七の一の一部、一三八の一の一部、一四〇の一の一部、一四一の一の一部、一四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 神原字八斗成のうち三四の一部、三五の一部、三六の二の</p>
<p>神原字上古神原</p>	<p>一部、三七の二の一部、三八の二、三九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>神原字大新田</p>	<p>神原字上古神原の全域 神原字大新田七〇、七一の一から七一の六まで、七二から七四まで、七五の一から七五の四まで、七六の二の一部、七七の一の一部、七九の一の一部、八〇の二、八一の一から八一の三まで、八一の五、八三の一、八三の二、八四、八五の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>坊領字仁王堂</p>	<p>坊領字仁王堂のうち七二二の一、七二二から七二七まで、七二八の三、七二八の五、七二八の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>宮内字仁王堂</p>	<p>宮内字仁王堂のうち四四一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>				

宮内字河原田

宮内字河原田のうち五〇三の二、五〇四の三以外の区域

廃止する字の名称

野田字上谷田、野田字古薬師、野田字下谷田、長田字北原、長田字澤ノ垣、長田字山神田、長田字吾五郎、中高字龍王、中高字垣ノ内、中高字財珍場、中高字破左間、平字樋ノ口、平字保志田、平字上澤、平字下澤、平字山崎

鳥取県告示第四百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による伏野地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和六十三年七月一日現在の地番による。）

伏野字狭間谷之三

伏野字狭間谷ノ三のうち九六四の一部、九六五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六五、九六六と一体をなす国有地以外の区域

伏野字城山

伏野字狭間谷ノ三 九六四の一部、九六五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六五、九六六と一体をなす国有地

伏野字城山のうち二二二の一部、一二三一の一部、一二三三の一部、一二三四の一部、一二三五の一部、一二三六の一部、一二三七の一部、一二三八の一部、一二三九の一部、一二四〇の一部、一二四一の一部、一二四二の一部、一二四三の一部、一二四四の一部、一二四五の一部、一二四六の一部、一二四七の一部、一二四八の一部、一二四九の一部、一二五〇の一部、一二五一の一部、一二五二の一部、一二五三の一部、一二五四の一部、一二五五の一部、一二五六の一部、一二五七の一部、一二五八の一部、一二五九の一部、一二六〇の一部、一二六一の一部、一二六二の一部、一二六三の一部、一二六四の一部、一二六五の一部、一二六六の一部、一二六七の一部、一二六八の一部、一二六九の一部、一二七〇の一部、一二七一の一部、一二七二の一部、一二七三の一部、一二七四の一部、一二七五の一部、一二七六の一部、一二七七の一部、一二七八の一部、一二七九の一部、一二八〇の一部、一二八一の一部、一二八二の一部、一二八三の一部、一二八四の一部、一二八五の一部、一二八六の一部、一二八七の一部、一二八八の一部、一二八九の一部、一二九〇の一部、一二九一の一部、一二九二の一部、一二九三の一部、一二九四の一部、一二九五の一部、一二九六の一部、一二九七の一部、一二九八の一部、一二九九の一部、一三〇〇の一部、一三〇一の一部、一三〇二の一部、一三〇三の一部、一三〇四の一部、一三〇五の一部、一三〇六の一部、一三〇七の一部、一三〇八の一部、一三〇九の一部、一三一〇の一部、一三一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

伏野字平尾

伏野字平尾のうち二六九の二の一部、一二七一の一部、一二七五の一部、一二七七、一三一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

伏野字油免

伏野字平尾一三一〇の二の一部
伏野字油免のうち一三二二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
伏野字鮎堀一三五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三五五と一体をなす国有地の一部
伏野字西油免二〇八四の二、二〇八四の三

伏野字鮎堀

伏野字鮎堀のうち一三五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三五五と一体をなす国有地の一部以外の区域

伏野字菅ヶ谷

伏野字菅ヶ谷のうち一二四五の一、一二四五の二、一二四六、一二五〇の一、一二五〇の二、一二五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

伏野字深谷

伏野字深谷のうち二二六六の二及び二二五九、二〇四〇、二〇八〇と一体をなす国有地以外の区域

伏野字本手

伏野字菅ヶ谷二二五〇の二の一部、一二五〇の二の一部、一二五六の二及びこれらと一体をなす国有地
伏野字平尾二二六九の二の一部、一二七一の一部、一二七五の一部、一二七七及びこれらと一体をなす国有地
伏野字深谷二二六六の二及び二二五九、二〇四〇、二〇八〇と一体をなす国有地
伏野字本手の全域
伏野字西川一四二二の一部及びこれと一体をなす国有地

伏野字西川

伏野字城山二二二二の一部、一二三三の一部、一二三三の二の一部、一二三四の一部、一二三五の二の一部、一二三五の二、一二三六の四の一部、一二四一の二、一二四一の四、一二四一の七、一二四一の二、一二四一の二、一二四二の二、一二四二の三、一二四四及びこれらと一体をなす国有地
伏野字菅ヶ谷二二四五の二、一二四五の二、一二四六、一二五〇の二の一部、一二五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
伏野字西川のうち一四二二の一部、一四二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

伏野字西油免

伏野字西油免のうち二〇八四の二、二〇八四の三以外の区域

鳥取県告示第四百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による高城地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和六十三年八月一日現在の地番による。）

上福田字観音堂

上福田字観音堂のうち八一八の二〇の一部、八一九の二の一部、八一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上福田字八町谷八三三の二の一部、八三四の五の一部、八三四の六の一部

上福田字八町谷

上福田字観音堂八一八の二〇の一部、八一九の二の一部、八一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
上福田字八町谷のうち八三三の二の一部、八三四の五の一部、八三四の六の一部以外の区域

上福田字雨堤

上福田字雨堤の全域
上福田字岩屋ヶ峰八七五の二、八七五の五の一部、八七五の三二から八七五の三五までの一部、八七五の六二、八七五の六三から八七五の六七までの一部、八七五の六八、八七五の六九、八七五の七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
上福田字動々八七八の六四から八七八の六六までの一部、八七八の七〇から八七八の七二までの一部

上福田字岩屋ヶ峰

上福田字岩屋ヶ峰のうち八七五の二、八七五の三、八七五の五、八七五の三二から八七五の五三まで、八七五の六二から八七五の七〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	<p>の区域 上福田字動々八七八の六の一部、八七八の一四の一部、八七八の二七の一部、八七八の二八の一部、八七八の四三の一部</p>
<p>上福田字動々</p>	<p>上福田字岩屋ヶ峰八七五の三五から八七五の三八までの一部、八七五の四八から八七五の五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 上福田字動々のうち八七八の六の一部、八七八の一四の一部、八七八の二七の一部、八七八の二八の一部、八七八の四三の一部、八七八の六四から八七八の六六までの一部、八七八の七〇から八七八の七二までの一部以外の区域</p>
<p>下福田字後口野</p>	<p>下福田字後口野の全域 上福田字岩屋ヶ峰八七五の二、八七五の五の一部、八七五の三二から八七五の三八までの一部、八七五の三九から八七五の四七まで、八七五の四八から八七五の五一までの一部、八七五の五二、八七五の五三、八七五の六三から八七五の六七までの一部、八七五の七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第四百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による御机の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十九年三月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字御机字東見 詰</p>	<p>大字御机字東見詰のうち九の四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字御机字下村屋敷一の一の一部、一一の三の一部、一一の四、一二の一の一部、一二の二、一三の一の一部、一三の二から一三の四まで、一六の一の一部、一六の二、一七の二、一八の一の一部、一八の二、一八の三、一九から二一までの一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二三の二、二三の三の一部、二六の一の一部、二六の二、二六の五の一部、二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字御机字下村 屋敷</p>	<p>大字御机字下村屋敷のうち一の一の一部、一一の三の一部、一一の四、一二の一の一部、一二の二、一三の一の一部、一三の二から一三の四まで、一六の一の一部、一六の二、一七の二、一八の一の一部、一八の二、一八の三、一九から二一までの一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二三の二、二三の三の一部、二六の一の一部、二六の二、二六の五の一部、二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字御机字荒堀二二五の一部、二二六、二二七の一部、二一八及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字御机字見詰

大字御机字見詰のうち二九の二の一部、三一の一部、三二、三三の二の一部、三七の二の一部、四三の二の一部、四四の二の一部、四六の二の一部、四七の二の一部、四七の二の一部、四八の二、四九から五五まで、五六の二から五六の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字御机字下村屋敷二三の二の一部、二三の二、二三の三の一部、二六の二の一部、二六の二、二六の五の一部、二七及びこれらと一体をなす国有地
大字御机字西荒堀二〇七の二の一部、二〇八の二の一部

大字御机字中見詰

大字御机字中見詰のうち五七の二から五七の四までの二の一部、五八の二の一部、五八の二の一部、六二の二の一部、六五の二の一部、六五の二、六六の二の一部、六六の二、六七の二の一部、六七の二の一部、六八の二の一部、六九から七二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字御机字東見詰九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字御机字見詰四八の二の一部、四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字御机字北見詰一〇〇の四の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地

大字御机字下見詰一〇三の二の一部、一〇四の二の一部、一〇四の二、一〇五の二から一〇五の三まで、一〇六、一〇七の二の一部、一〇九、一一〇の二の一部、一一二の二、一一三の二、一一三の二、一一四の二、一一四の二、一一六の二、一一六の二、一一九の二の一部、一二〇の二から一二〇の四まで、一二二の二の一部、一二三、一二三の二、一二三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字御机字南見詰一二五の二の一部、一二五の三、一二六の二の一部、一二九の二の一部、一三〇の二の一部、一三一の二の一部、一三一の二の一部、一三一の三、一三二の二の一部、

大字御机字北見詰

一三二の二、一三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字御机字北見詰のうち^{八七}八八^{九六}合併の一部、九二の二の一部、九三の二の一部、九九の二の一部、九九の二の一部、九九の三、一〇〇の四の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の二、一〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字御机字中見詰六二の二の一部、六八の二の一部、六九から七二まで及びこれらと一体をなす国有地
大字御机字下見詰一〇二、一〇三の二の一部、一〇四の二の一部、一〇七の二の一部、一〇八、一一〇の二の一部、一一一、一一五、一一九の二の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字御机字南見詰一三一の二の一部、一三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字御机字松木原二七六九の二

大字御机字見詰一七一九の二の一部、一七二〇の二から一七二〇の三まで、一七二二の二、一七二二の二の一部、一七二二の二の一部、一七二三の二の一部、一七二三の三の一部、一七二三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字御机字南見詰

大字御机字南見詰のうち一二五の二の一部、一二五の三、一二六の二の一部、一二九の二の一部、一三〇の二の一部、一三二の二から一三二の三まで、一三三の二の一部、一三三の二、一三三の二、一三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字御机字見詰二九の二の一部、三一の二の一部、三二、三三の二の一部、三七の二の一部、四三の二の一部、四四の二の一部、四六の二の一部、四六の二、四七の二の一部、四七の二の一部、四八の二の一部、四八の二、四九の二の一部、五〇から五五まで、五六の二の一部、五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字御机字中見詰五七の二の一部、五七の四の一部、六五

	<p>の二の一部、六五の二、六六の一の一部、六六の二、六七の二の一部、六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字御机字下見詰二二三の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字御机字杉川</p>	<p>大字御机字杉川のうち一四四の一部、一四五、一四六の一、一四六の二、一四七、一四八の一、一四八の二、一四九の一から一四九の三まで、一五〇の一、一五一の一、一五一の五、一五二、一五三、一五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字御机字松木原</p>	<p>大字御机字松木原のうち一九一の二の一部、一九一の三以外の区域</p> <p>大字御机字杉川一四四の一部、一四五、一四六の一、一四六の二、一四七、一四八の一、一四八の二、一四九の一から一四九の三まで、一五〇の一、一五一の一、一五一の五、一五二、一五三、一五四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字御机字河谿一七二の二の一部、一七二の四の一部、一八一の二の一部、一八一の三の一部、一八一の三、一八一の四、一八二の二の一部、一八三の一から一八三の八まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字御机字河谿</p>	<p>大字御机字河谿のうち一七二の二の一部、一七二の四の一部、一八一の二の一部、一八一の三の一部、一八一の三、一八一の四、一八二の二の一部、一八三の一から一八三の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字御机字松木原一九一の二の一部、一九一の三</p>	<p>大字御机字西荒堀</p>	<p>大字御机字西荒堀のうち二〇七の一部、二〇八の一部以外の区域</p> <p>大字御机字下村屋敷一八の一の一部、一九の一部、二一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字御机字荒堀二二二の二の一部、二二二の二、二二三の一部、二二四、二二五の一部、二二七の一部、二二九の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字御机字役田二三五の二の一部、二三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字御机字荒堀</p>	<p>大字御机字荒堀のうち二二二の二、二二二の二、二二三の一部、二二四から二二八まで、二二九の一部、二三〇の一部、二二五の一部、二二五の二、二二五の三、二二六の二の一部、二二六の二、二二六の三、二二三の二の一部、二二三の三の一部、二二三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字御机字御供田二八三の二の一部、二八三の二の一部、二八三の三</p>	<p>大字御机字役田</p>	<p>大字御机字役田のうち二三四の二の一部、二三四の二から二三四の四まで、二三五の二の一部、二三六の二の一部、二三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字御机字荒堀二二二の二の一部、二二三の二の一部、二二五の二の一部、二二五の三、二二六の二の一部、二二六の二、二二六の三、二二三の二の一部、二二三の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字御机字御供田二八一の二の一部</p>	<p>大字御机字御供田</p>	<p>大字御机字御供田のうち二八一の二の一部、二八三の二の一部、二八三の二の一部、二八三の三及び二七三の二、二七四の二、二七五の二、二七六の二と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字御机字荒堀二二三の二の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		

	<p>大字御机字役田二三四の一の一部、二三四の二から二三四の四まで、二三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字御机字前田</p>	<p>大字御机字前田のうち二七二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字御机字堂免</p>	<p>大字御机字堂免のうち三三九の二の一部、三三九の四の一部、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字御机字御供田二七三の二、二七四の一、二七五の一、二七六の四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字御机字前田二七二及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字御机字三階平四三三の一部</p>
<p>大字御机字猿牆</p>	<p>大字御机字猿牆のうち三四二の一部、三四三の一部、三四四の一の一部三四四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字御机字三階平四三一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四三〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字御机字三階平</p>	<p>大字御机字三階平のうち四三一の一部、四三三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字御机字堂免三三九の二の一部、三三九の四の一部、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字御机字猿牆三四二の一部、三四三の一部、三四四の一</p>

<p>大字御机字上見詰</p>	<p>の 一 部 、 三 四 四 の 二 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地</p>
<p>大字御机字松木原二</p>	<p>大字御机字上見詰のうち六二八の一、六二八の二、六二八の三の一部、六二八の一三の一部以外の区域</p>
<p>大字美用字見詰</p>	<p>大字御机字松木原二のうち七六九の一以外の区域</p> <p>大字美用字見詰のうち一七一九の二の一部、一七二〇の一から一七二〇の三まで、一七二一の一、一七二一の二の一部、一七二二の一部、一七二三の二の一部、一七二三の三の一部、一七二三の四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字御机字北見詰^{八八七}_{九六} 合併の一部、九二の一の一部、九三の一部、九九の一の一部、九九の二の一部、九九の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字御机字上見詰六二八の一、六二八の二、六二八の三の一部、六二八の一三の一部</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字御机字下見詰</p>

鳥取県告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による押平地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年十月十八日現在の地番による。）
大字押平字門田	大字押平字門田のうち六八、六九の一、六九の二の一部、七〇、七一の一、七三の一部、七五、七六、七六次一、七七の一部、七七次一、七七の二、七八、七九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字押平字五反田	大字押平字五反田のうち九八の一の一部以外の区域 大字押平字妙見一九五の一の一部、一九六の一部、一九六の一、一九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字上原田七五の三の一部及び七五の一から七五の三までと一体をなす国有地の一部 大字茶畑字原田八二の二の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字押平字京ヶ坪	大字押平字門田六八、六九の一、六九の二の一部、七〇、七一の一、七三の一部、七五、七六、七六次一、七七の一部、七七次一、七七の二、七八、七九及びこれらと一体をなす国有地 大字押平字京ヶ坪のうち一〇九の一、一一〇の二の一部、一一一の一の一部、一一一の三の一部、一一二の一部、一一四の一部、一一八の一部、一二〇の一部、一二二の一部、
大字押平字上ノ田	一二三の一部、一二三の二、一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字押平字上ノ田一二五の三、一二五の四と一体をなす国有地の一部
大字押平字アリセ	大字押平字京ヶ坪一一〇の二の一部、一一一の一の一部、一一一の三の一部、一一二の一部、一一四の一部、一二二の一部、一二三の一部、一二三の二の一部、一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字押平字上ノ田一二五の四と一体をなす国有地の一部 大字押平字アリセの全域
大字押平字妙見敷	大字押平字妙見のうち一九五の一の一部、一九六の一部、一九六の一、一九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字押平字中屋敷二〇四、二〇五の一部、二〇六の一部、二二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字茶畑字原田八二の一の一部、八二の二の一部、八三の一部、八四、八五の一部、八六の二の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字梨子ノ木一〇五の一部、一一〇の一部、一一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字押平字中屋敷	大字押平字中屋敷のうち二〇四、二〇五の一部、二〇六の一の一部、一一五の一部、二二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二一五、二一六、二三三の

	<p>四、二三八の四、二三八の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字押平字大明二四七、二四八の二の一部 大字茶畑字梨子ノ木一〇五の一部、一一〇の一部、一一〇の二の一部、一一一の一部、一一二、一一三の一部、一一四の一部、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字押平字大明</p>	<p>大字押平字中屋敷二二五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二二五、二二六、二二三の四、二三八の四、二三八の五と一体をなす国有地の一部 大字押平字大明のうち二四七、二四八の二の一部以外の区域</p>	<p>大字茶畑字松ノ木</p>	<p>大字茶畑字松ノ木のうち一の一部、五の一部、六、七の一部、八の一部、一一の一部、一四、一五の一部、一五の二の一部、一五の三、一五の四、一六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字茶畑字小山九五の一部、九九の一部、一〇二、一〇三の一部、一〇三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字梨子ノ木一〇四の一部、一〇四の二、一〇八の一部、一〇八の三、一一五の一部、一一六の二の一部、一六の二の一部、一一七の一部、一一八、一一九及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字少田四四七の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字茶畑字山根</p>	<p>大字茶畑字松ノ木一四の一部、一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字山根のうち一七の一部、一八の一部、二六の一部、三〇の一、三〇の二の一部、三〇の三、三一の二の一部、三一の三の一部、三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字茶畑字境目三四の一部、三五の三から三五の五まで、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		
	<p>大字高田字原田八八の一部、八九の二の一部、九一及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字小山九四、九五の一部、九五の二、九五の三、九七の一部、九九の一部、一〇〇及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字茶畑字境目</p>	<p>大字茶畑字境目のうち三四、三五の三から三五の五まで、三八、四〇の一から四〇の四まで、四一から四三まで、四四の一から四四の三まで、四五、五一の三、五一の七、五七の一部、五七の一、六三、六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七、六四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高田字菅坪七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字高田字京田一五七の一部、一六一の一の一部、一六一の二、一六三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字茶畑字上原田</p>	<p>大字茶畑字上原田のうち七三の一、七四、七五の一、七五の二、七五の三の一部、七五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字茶畑字原田</p>	<p>大字茶畑字上原田七三の一の一部、七四、七五の一、七五の二、七五の三の一部、七五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字茶畑字原田のうち八二の一の一部、八二の二の一部、八三の一部、八四、八五、八六の一から八六の三まで、八七、八八、八九の一、八九の二の一部、九一及びこれらと一体をなす国有地並びに八三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字押平字五反田九八の一の一部 大字押平字妙見一九六の一部</p>	<p>大字茶畑字梨子ノ木</p>	<p>大字茶畑字原田八五の一部、八六の一、八六の二の一部、八六の三、八七の一部、八八の一部、八九の一及びこれら</p>

<p>と一体をなす国有地 大字茶畑字小山九五の一部、九七の一部、一〇三の一部 部 大字茶畑字梨子ノ木のうち一〇四の一部、一〇四の二、一〇五の一部、一〇八の一部、一〇八の三、一一〇、一一一の一部、一一二、一一三の一部、一一四の一部、一一四の二、一一五の一部、一一六の一部、一一六の二の一部、一一七の一部、一一八、一九九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字茶畑字少田 大字茶畑字松ノ木一の一部、五の一部、六、七の一部、八の一部、一一の一部、一四の一部、一五の一部、一五の二の一部、一五の三、一五の四、一六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字山根一七の一部、一八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字少田のうち四四七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字茶畑字西小原四五五の一部、四五六、四五七の一、四五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字茶畑字西小原 大字茶畑字山根二六の一部、三〇の一、三〇の二の一部、三〇の三、三一の二の一部、三一の二の一部、三二及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字境目三四の一部、三八、四〇の二の一部、四〇の二から四〇の四まで、四二の一部、四二、四三、四四の一から四四の三まで、四五、五一の三、五一の七及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字茶畑字曾利のうち四九六の一部、五一三の一部、五一五の一部、五一五の二の一部、五一六の一部、五一八の二、五一八の二、五一九の一部、五二三、五二四、五二六、五二六の二、五二七、五二八、五三〇の一、五三〇の二、五三二の二の一部、五三二の二の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字茶畑字下曾利五三五の一部 大字高田字京田一四一の三の一部、一四二の四の一部、一六六の一、一六八の三、一六九の二の一部、一六九次一、一七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字白山田一七一、一七一の一、一七二の一から一七二の三まで、一七三、一七四、一七五の一、一七五の二、一七七から一七九まで、一七九の一、一八〇の二の一部、一八〇の二の一部、一八〇の三、一八三から一八五まで、一八六、一八七の一部、一八七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字茶畑字下曾利 大字茶畑字曾利四九六の一部、五三二の二の一部、五三二の二の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字下曾利のうち五三五の一部以外の区域 大字茶畑字東小原五八一の二の一部、五八二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字上小原 大字茶畑字上小原のうち五八五の一部、五八六の一部、五八七、五八八の一部、五九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字茶畑字上谷田 大字茶畑字上谷田のうち六五八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字茶畑字中谷田六六〇の一部、六七九の一部、六八〇、六八一の一部、六八二の一部、六八二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字茶畑字中谷田</p>	<p>大字茶畑字上谷田六五八の二と一体をなす国有地の一部 大字茶畑字中谷田のうち六六〇の一部、六七九の一部、六八〇、六八一の一部、六八二の一部、六八二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高田字菅坪</p>	<p>大字高田字菅坪のうち六の一部、七、八及びこれらと一体をなす国有地並びに五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字茶畑字境目五七の一部、五七の一、六三、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高田字影平</p>	<p>大字高田字菅坪六の一部、七の一部、八及びこれらと一体をなす国有地並びに五と一体をなす国有地の一部 大字高田字影平のうち一〇の一部以外の区域 大字高田字吹上ケ一五の一部、一五の二の一部、一六の一部、一八の二の一部、二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字播磨婦六一の二と一体をなす国有地の一部 大字高田字京田一五七の一部、一六一の一部</p>
<p>大字高田字吹上ケ</p>	<p>大字高田字影平一〇の一部 大字高田字吹上ケのうち一五の二の一部、一五の二の一部、一六の一部、一八の二の一部、二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高田字播磨婦四三の二の一部、四三の三の一部、四六の二の一部、六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字高田字播磨婦</p>	<p>大字高田字吹上ケ一六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高田字佛田</p>	<p>大字高田字播磨婦のうち四三の二の一部、四三の三の一部、四六の二の一部、六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高田字角堂</p>	<p>大字高田字角堂のうち一三六の四の一部、一三九の二、一三九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高田字京田一四一の二、一四一の七、一四二の二、一四二の三、一四三、一四四、一四四の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高田字京田</p>	<p>大字高田字京田のうち一四〇、一四一の三、一四二の四、一五七、一六一の二、一六一の二、一六三の二、一六六の一、一六八の三、一六九の一、一六九次一、一七〇の一、一七〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四一の二、一四一の七、一四二の二、一四二次一、一四三、一四四、一四四の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高田字白山</p>	<p>大字高田字角堂一三六の四の一部、一三九の二、一三九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九の三と一体をなす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字高田字下國松</p>	<p>大字高田字高畦</p>	
<p>大字茶畑字小山</p>	<p>大字高田字下國松のうち二二三三の二、二二三三の三、二二三三の九、二二三四、二二三六、二二三六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字高田字高畦のうち一九一、一九二の一部、一九三の一、一九四の三、一九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字茶畑字曾利五一三の一の一部、五一五の一部、五一五の二の一部、五一六の一部、五一八の一、五一八の二、五一九の一部、五二三、五二四、五二六、五二六の二、五二七、五二八、五三〇の一、五三〇の二、五三二の一の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字高田字京田一四〇、一四一の三の一部、一四二の四の一部、一六九の一の一部、一七〇の一、一七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字白山田のうち一七一、一七二の一、一七二の二から一七二の三まで、一七三、一七四、一七五の一、一七五の二、一七七から一七九まで、一七九の一、一八〇の一の一部、一八〇の二の一部、一八〇の三、一八三から一八五までの一部、一八六、一八七の一部、一八七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高田字高畦一九一、一九二の一部、一九三の一、一九四の三、一九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字下國松二二三三の二、二二三三の三、二二三三の九、二三四、二三六、二三六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字曾利五一五の一部、五一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業に係る保閑ヶ峯地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業に係る中高地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る伏野地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六

条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る高城地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る御机地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、名和町が行う土地改良事業に係る押平地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次